

## 洲本市地域防災計画 修正概要（案）

## 1. 洲本市地域防災計画の改訂に向けた課題

現行の洲本市地域防災計画（以下、「市計画」という）が改訂された令和 2 年 2 月以降、災害対策基本法をはじめとする関連法令や、国の防災基本計画、兵庫県地域防災計画の改訂が行われてきた。さらに、全国各地で地震や風水害等による大規模な被災に基づく教訓について、先に挙げた法令や国・県計画の更新のほか、各種施策にも反映されており、こうした状況を市計画においても踏まえることが求められる。

本資料では、市計画が踏まえなければならない現行計画以降の法令や国・県の計画・施策などを整理するとともに、県計画の改訂内容について、分類し整理を行う。

## (1) 市計画の課題と修正の概要

表 1.1 洲本市地域防災計画の現状の課題と改訂方針（案）

項目	課題	改訂方針
関連法、上位計画等	・ 現行の洲本市地域防災計画は令和元年度に改訂したものであるため、それ以降に改訂した防災基本計画、兵庫県地域防災計画等上位計画の内容を反映できていない。	・ 災害対策基本法をはじめとした災害関連法、令和 5 年 5 月に改訂した防災基本計画及び令和 5 年 10 月に改訂した兵庫県地域防災計画の改訂内容を適切に反映する。
避難情報・気象情報の修正	・ 令和 3 年 5 月に修正の避難情報の名称、それに伴う発令時期の変更を修正する必要がある。 ・ 気象庁キキクルなど、情報の伝達に関する内容を反映する必要がある。	・ 内閣府「避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）」、兵庫県「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」をもとに修正する。
要配慮者対策	・ 令和 3 年 5 月福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定、個別避難計画作成に関する事項を反映する必要がある。	・ 最新の県計画の記載内容を反映するとともに、市の対応方針について適切に反映する。
新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策	・ 新型コロナウイルス感染症まん延以後の感染症対策に関連する内容を反映する必要がある。	・ 最新の国・県の方針を踏まえるとともに、市の防災における感染症対策について記載する。
経年変化等の反映	・ 人口等の時点修正や体制、最新の防災設備等を修正する必要がある。	・ 人口等の時点修正や、最新の体制及び事務分掌の反映、防災設備や現行計画以降に締結した協定等を反映する。
計画の構成等	・ 現在の地域防災計画は、各編で完結した内容であるものの、重複がありページ数が多い。	・ 「総則」、「災害予防計画」、「復旧・復興計画」など、各災害で共通して対応する項目を統合し、編として独立させる構成とする。 ・ 各災害それぞれでの対応は、「災害応急対策計画」へ各災害編として掲載する。

(2) 上位計画の修正の概要

表 1.2 防災基本計画（令和5年6月）の主な改訂内容

項目	改訂内容	市計画への反映箇所
最近の施策の進展等を踏まえた修正	○多様な主体と連携した被災者支援 ・災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化 ・災害ケースマネジメント（※1）などの被災者支援の仕組みの整備 ※1 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組	地応・津応・風応）第3章第14節 災害ボランティアの受入れ
	○デジタル技術の活用 ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用	予）第2章第16節 要配慮者支援対策の充実 地応・津応・風応）第2章第3節 情報の収集及び伝達

※市地域防災計画に関連のある項目を記載

出典：防災基本計画修正（令和5年6月）の概要をもとに作成

表 1.3 防災基本計画（令和4年6月）修正概要

項目	改訂内容	市計画への反映箇所
令和3年度に発生した災害を踏まえた修正	○盛土による災害の防止に向けた対応 ・危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導	予）第4章第5節 地盤災害の防止施設等の整備
	○適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 ・学校における消防団員等が参画した防災教育の推進 ・避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言	予）第2章第11節 避難所対策の充実

※市地域防災計画に関連のある項目を記載（すでに反映済みの項目を除く）

出典：防災基本計画修正（令和4年6月）の概要をもとに作成

表 1.4 防災基本計画（令和3年5月）修正概要

項目	改訂内容	市計画への反映箇所
災害対策基本法の改正を踏まえた修正	○災害対策本部の見直し ・災害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置	地応・津応・風応）第2章第1節 組織の設置
	○個別避難計画の作成 ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化	予）第2章第16節 要配慮者等支援対策の充実
	○避難勧告・避難指示の一本化等 ・避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し	地応・津応・風応）第2章第4節 避難対策の実施
	○広域避難に関する事項 ・災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議 ・他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結	予）第2章第3節 広域防災体制の確立

項目	改訂内容	市計画への反映箇所
	・大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施	
新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正	○避難所における感染症対策 ・避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等	予) 第2章第11節 避難所対策の充実
	○避難所開設・運営訓練の実施 ・感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施	予) 第2章第2節 研修及び訓練の実施
	○パーティション等の備蓄の促進 ・マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進	予) 第2章第13節 備蓄体制等の整備
	○被災自治体への応援職員等の感染症対策 ・応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底 ・応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保	予) 第2章第3節 広域防災体制の確立
その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	○福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保	予) 第2章第11節 避難所対策の充実
	○あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進	予) 第4章第4節 治山・治水対策の推進
	○ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援	地応・津応・風応) 第3章第14節 災害ボランティアの受入れ

※市地域防災計画に関連のある項目を記載（すでに反映済みの項目を除く）

出典：防災基本計画修正（令和3年5月）の概要をもとに作成

表 1.5 防災基本計画（令和2年5月）修正概要

項目	改訂内容	市計画への反映箇所
主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正	○被災者への物資支援の充実 ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進	予) 第2章第13節 備蓄体制等の整備
	○長期停電・通信障害への対応強化 ・病院等重要施設の非常用電源確保の推進 ・重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化	予) 第2章第21節 重要施設の防災対策
その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	○避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施	予) 第2章第11節 避難所対策の充実

※市地域防災計画に関連のある項目を記載（すでに反映済みの項目を除く）

出典：防災基本計画修正（令和2年5月）の概要をもとに作成

(3) 現行計画以降の主な災害について

現行の市計画改訂以降の自然災害と関連法令等の変遷は以下の通りである。

上位計画等は、主に自然災害の発生を契機として改訂を行う動きがある。

本修正においても、防災基本計画、県計画を基本とし、作成された各種マニュアルについても反映を行う。

表 1.6 我が国における近年の主な自然災害と災害対策関連法令等の変遷 (R2 以降)

■ 災害対策基本法関連、■ 水防法関連、■ 防災基本計画関係、■ 自然災害

※ 死者・行方不明者は基本的に内閣府「災害状況」の当該災害の最終報告分

時期	主な自然災害と災害対策関連法令等の変遷	
2020 (R2)	1	北海道占冠村における雪崩 (死者 1 人)
	3	避難確保計画作成の解説資料の公表 (火山)
	4	「大規模噴火時の広域降灰対策について (報告)」の公表
	5	奈良県五條市で発生した住宅火災 (死者 5 人、住家被害 1 棟)
	5	防災基本計画見直し (令和元年東日本台風や令和元年房総半島台風に発生した災害、最近の施策の進展等を踏まえた見直し)
	6	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインの公表
	7	令和 2 年 7 月豪雨 (死者 84 人、行方不明者 2 人、重傷 25 人、軽傷 55 人、住家被害 16,548 棟)
	9	令和 2 年台風第 10 号 (死者 3 人、行方不明者 3 人、重傷 20 人、軽傷 90 人、住家被害 1,951 棟)
12	年末年始の大雪 (死者 5 人、重傷 11 人、軽傷 32 人、住家被害 3 棟)	
2021 (R3)	1	令和 3 年 1 月 7 日からの大雪 (死者 35 人、重傷 61 人、軽傷 314 人、住家被害 320 棟)
2021 (R3)	3	宮城県沖を震源とする地震 (重傷 1 人、軽傷 10 人、住家被害 2 棟)
	4	群馬県みどり市の林野火災 (死者 1 人、住家被害 3 棟)
	5	災害対策基本法の改正 (避難勧告・避難指示の一本化等)
		防災基本計画見直し (災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症対策、その他最近の施策の進展等を踏まえた見直し)
		避難情報に関するガイドラインの改定
		福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定
	5	水害からの広域避難に関する基本的な考え方の公表
		噴火時の具体的で実践的な避難計画策定の手引き (第 2 版) の公表
7	令和 3 年 7 月 1 日からの大雨 (死者 26 人、行方不明者 2 人、重傷 2 人、軽傷 8 人、住家被害 3,278 棟)	
8	令和 3 年 8 月 11 日からの大雨 (死者 13 人、重傷 2 人、軽傷 14 人、住家被害 8,497 棟)	
10	千葉県北西部を震源とする地震 (重傷 6 人、軽傷 47 人)	
2022 (R4)	2	新潟県村上市で発生した工場火災 (死者 6 人、中等症 1 人)
	3	福島県沖を震源とする地震 (死者 3 人、重症 26 人、軽傷 215 人、住家被害 10,414 棟)
		集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き (第 4 版) の公表
		津波対策の推進に関する法律の改正
	3	豪雪地帯対策特別措置法の改正
		防災基本計画見直し (令和 3 年度に発生した災害や関連法令の改正を踏まえた修正)
	9	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更
11	北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドラインの公表	

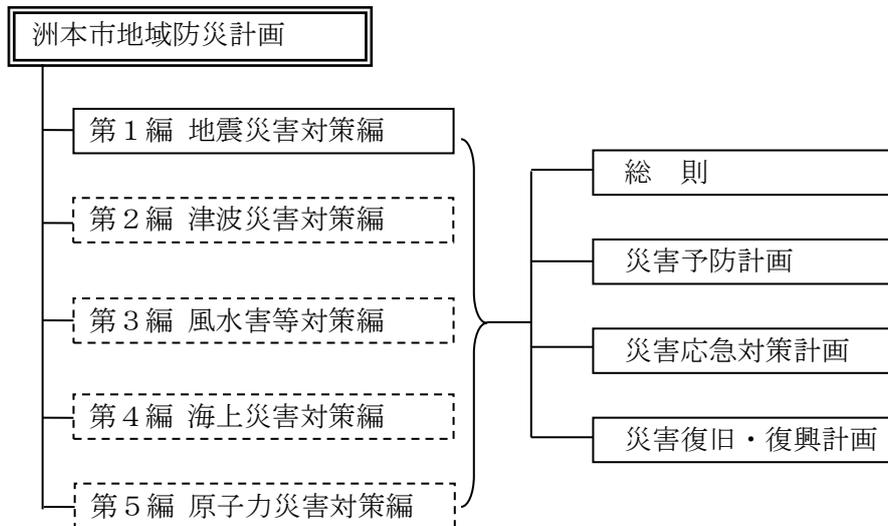
時期		主な自然災害と災害対策関連法令等の変遷
2023 (R5)	5	石川県能登地方を震源とする地震（死者 1 人,重症 2 人,軽傷 46 人,住家被害 734 棟）
		防災基本計画見直し（最近の施策の進展や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更、令和 4 年に発生した災害を踏まえた修正） 気象業務法及び水防法の一部改正（国・都道府県や民間事業者による予報の高度化）
	6	令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号（死者 6 人,行方不明者 2 人,重傷 5 人,軽傷 43 人,住家被害 9,455 棟）

#### (4) 編構成案

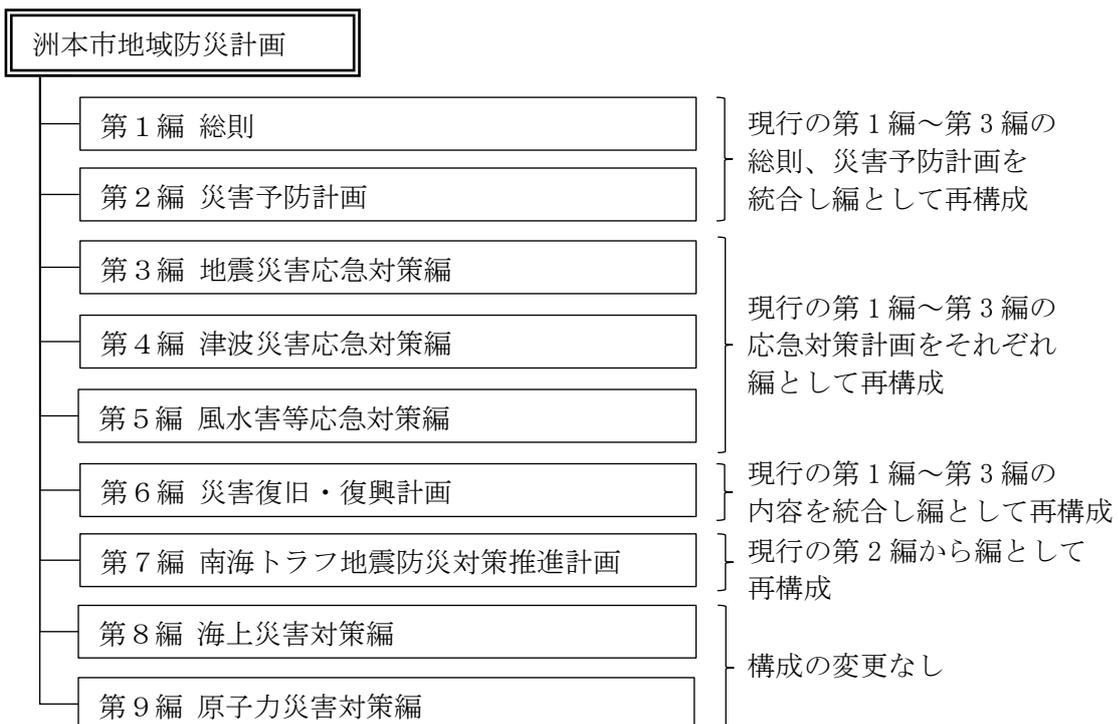
地域防災計画は、ページ数削減による確認のしやすさの向上を目的として、目次構成は下記の通り再構成を行った。

- ・ 現行の「第1編地震災害対策編」、「第2編津波災害対策編」、「第3編風水害等対策編」の「総則」、「災害予防計画」、「災害復旧・復興計画」をそれぞれ統合し編として再構成した。
- ・ 第1編～第3編の「災害応急対策計画」は、災害ごとに「応急対策編」として再構成した。
- ・ 「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、現行第2編から独立し編として再構成した。
- ・ 現行「第4編海上災害対策編」、「第5編原子力災害対策編」は、それぞれ特殊な事故災害であるため、構成の変更を行っていない。

#### ◆現行計画目次構成



#### ◆改訂案目次構成（編構成）



(5) 目次構成案（全体構成）

① 第1編 総則編

	: 津波災害対策編から統合
	: 風水害等対策編から統合

第1編 総則	
第1節	計画の趣旨
第2節	市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3節	洲本市の災害環境
第4節	地震・津波被害想定
第5節	風水害の被害想定

② 第2編 災害予防計画

	: 津波災害対策編から統合
	: 風水害等対策編から統合

第2編 災害予防計画	
第1章 基本方針	
第1節	基本方針
第2節	想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方
第3節	津波災害及び津波防災に関する研究及び観測等の推進
第4節	重点施策
第2章 災害応急対策への備えの充実	
第1節	組織体制の整備
第2節	研修及び訓練の実施
第3節	広域防災体制の確立
第4節	災害対策拠点の整備・運用
第5節	情報通信機器及び施設の整備並びに運用
第6節	防災拠点の整備
第7節	火災予防対策の推進
第8節	防災資機材の整備
第9節	災害医療システムの整備
第10節	緊急輸送体制の整備
第11節	避難所対策の充実
第12節	帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）対策の推進
第13節	備蓄体制等の整備
第14節	家屋被害認定士制度、応急危険度判定制度の整備
第15節	廃棄物対策の充実
第16節	要配慮者支援対策の充実
第17節	災害ボランティア活動の支援体制の整備
第18節	水防対策等の充実
第19節	土砂災害対策の充実
第20節	中山間地帯における孤立対策
第21節	重要施設の防災対策
第22節	災害復旧・復興への備え
第3章 市民参加による地域防災基盤の充実	
第1節	防災に関する学習等の充実
第2節	自主防災体制の整備
第3節	消防団の充実強化
第4節	企業等の地域防災活動への参画促進
第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備	
第1節	防災基盤及び施設等の整備
第2節	都市の防災構造の強化
第3節	建築物等の耐震性の確保
第4節	治山・治水対策の推進
第5節	地盤災害の防止施設等の整備
第6節	水害の防止施設等の整備
第7節	災害に強い森づくりの推進等
第8節	交通関係施設の整備
第9節	ライフライン関係施設の整備
第10節	危険物施設等の予防対策の実施
第5章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承	
第1節	ひょうご防災減災推進条例に基づく活動
第2節	住宅再建共済制度の促進
第6章 その他の災害予防計画	
第1節	大規模事故の予防対策の推進

③ 第3編 地震災害応急対策編

第3編 地震災害応急対策編	
第1章	基本方針
第2章	迅速な災害応急体制の確立
第1節	組織の設置
第2節	配備態勢の整備
第3節	情報の収集及び伝達
第4節	防災関係機関等との連携促進
第5節	災害救助法の適用
第3章	円滑な災害応急活動の展開
第1節	消火活動の実施
第2節	救助・救急・医療対策の実施
第3節	交通及び輸送対策の実施
第4節	避難対策の実施
第5節	住宅の確保
第6節	食料・飲料水及び物資の供給
第7節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬の実施
第8節	生活支援対策の実施
第9節	要配慮者支援対策の実施
第10節	愛玩動物の収容対策の実施
第11節	災害情報等の提供と相談活動の実施
第12節	廃棄物対策の実施
第13節	環境対策の実施
第14節	災害ボランティアの受入れ
第15節	ライフラインの応急対策の実施
第16節	教育対策の実施
第17節	警備対策の実施
第18節	危険物施設等の応急対策の実施
第19節	農林水産関係対策の実施
第20節	公共土木施設等の応急復旧等の推進

④ 第4編 津波災害応急対策編

第4編 津波災害応急対策編	
第1章	基本方針
第2章	迅速な災害応急体制の確立
第1節	組織の設置
第2節	配備態勢の整備
第3節	情報の収集及び伝達
第4節	防災関係機関等との連携促進
第5節	災害救助法の適用
第3章	円滑な災害応急活動の展開
第1節	消火活動の実施
第2節	救助・救急・医療対策の実施
第3節	交通及び輸送対策の実施
第4節	避難対策の実施
第5節	住宅の確保
第6節	食料・飲料水及び物資の供給
第7節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬の実施
第8節	生活支援対策の実施
第9節	要配慮者支援対策の実施
第10節	愛玩動物の収容対策の実施
第11節	災害情報等の提供と相談活動の実施
第12節	廃棄物対策の実施
第13節	環境対策の実施
第14節	災害ボランティアの受入れ
第15節	ライフラインの応急対策の実施
第16節	教育対策の実施
第17節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動
第18節	危険物施設等の応急対策の実施
第19節	農林水産関係対策の実施
第20節	公共土木施設等の応急復旧等の推進

⑤ 第5編 風水害等応急対策編

<b>第5編 風水害等応急対策編</b>	
第1章	基本方針
第2章	迅速な災害応急体制の確立
第1節	組織の設置
第2節	配備態勢の整備
第3節	情報の収集及び伝達
第4節	防災関係機関等との連携促進
第5節	災害救助法の適用
第3章	円滑な災害応急活動の展開
第1節	水防活動の実施
第2節	救助・救急・医療対策の実施
第3節	交通及び輸送対策の実施
第4節	避難対策の実施
第5節	住宅の確保
第6節	食料・飲料水及び物資の供給
第7節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬の実施
第8節	生活救援対策の実施
第9節	要配慮者支援対策の実施
第10節	愛玩動物の収容対策の実施
第11節	災害情報等の提供と相談活動の実施
第12節	廃棄物対策の実施
第13節	環境対策の実施
第14節	災害ボランティアの受入れ
第15節	ライフラインの応急対策の実施
第16節	教育対策の実施
第17節	警備対策の実施
第18節	農林水産関係対策の実施
第19節	公共土木施設等の応急復旧等の推進
第4章	その他の災害応急計画
第1節	突発重大事案の応急対策の推進
第2節	大規模火災の応急対策の推進
第3節	危険物等の事故の応急対策の推進
第4節	大規模事故の応急対策の推進

⑥ 第6編 災害復旧・復興計画

<b>第6編 災害復旧・復興編</b>	
第1章	災害復旧・復興の基本方針
第1節	地域の復旧・復興の基本方針の決定
第2章	災害復旧計画
第1節	迅速な現状復旧の進め方
第2節	被災者等の生活再建等の支援
第3章	災害復興計画
第1節	組織の設置
第2節	復興計画の策定

⑦ 第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1節	総則
第2節	関係者との連携協力の確保
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
第4節	南海トラフ地震情報の発表
第5節	時間差発生等における円滑な避難の確保等
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
第7節	防災訓練計画
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

⑧ 第8編 海上災害対策編

第8編 海上災害対策編	
I	総則
第1節	計画の趣旨
第2節	市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3節	洲本市周辺の海域の現状
第4節	対象災害の種類
II	災害予防計画
第1節	基本方針
第2節	活動・連携体制の整備
第3節	情報の収集・伝達体制の整備
第4節	災害応急対策への備えの充実
第5節	災害ボランティア活動の支援体制の整備
III	災害応急対策計画
第1節	基本方針
第2節	迅速な災害応急活動体制の確立
第3節	円滑な災害応急活動の展開
IV	災害復旧計画

⑨ 第9編 原子力災害対策編

第9編 原子力災害対策編	
I	総則
第1節	計画の趣旨
第2節	市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3節	被害の想定
II	災害予防計画
第1章	基本方針
第1節	基本方針
第2章	災害応急対策への備えの充実
第1節	組織体制の整備
第2節	研修及び訓練の実施
第3節	情報の収集・連絡体制の整備
第4節	災害広報体制の整備
第5節	モニタリング等体制の整備
第6節	防護措置にかかる体制の整備
第7節	県外からの避難の受入れ体制の整備
第8節	原子力防災に関する知識の普及啓発
III	災害応急対策計画
第1節	基本方針
第2節	迅速な災害応急活動体制の確立
第3節	円滑な災害応急活動の展開
IV	災害復旧計画